

山梨県公報

第千五百七十五号

平成十七年

六月二日

木曜日

目次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 保安林の指定の予定 | 三九七 |
| 平成十七年度地籍調査事業計画の決定 | 三九七 |
| 土地改良区の定款の一部変更の認可 | 三九七 |
| 土地収用事業の認定 | 三九八 |
| 道路の区域変更(二件) | 三九九 |
| 道路の供用開始 | 三九九 |
| 落札者等の決定について(三件) | 三九九 |
| 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 | 四〇〇 |
| 特別保護地区の指定について | 四〇一 |
| 公聴会の実施 | 四〇二 |
| 国土調査の成果の認証 | 四〇二 |
| 開発行為に関する工事の完了について | 四〇二 |
| 土地改良区役員の退任及び就任 | 四〇二 |

告示

山梨県告示第三百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

笛吹市春日居町鎮目字菩提三七七七の一・三七八〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十七年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、上野原市、芦川村、上九一色村、早川町、身延町、南部町、道志村、山中湖村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市飯田一丁目、飯田二丁目、塩部一丁目、塩部二丁目、塩部三丁目、塩部四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、音羽町、千塚一丁目、千塚二丁目、湯村一丁目及び湯村二丁目、山梨市三富川浦、大月市梁川町立野及び梁川町綱ノ上、南アルプス市芦安芦倉及び芦安安通、甲斐市下菅口及び下福沢、上野原市秋山、東八代郡芦川村上芦川及び新井原、西八代郡上九一色村富士ヶ嶺、南巨摩郡早川町湯島、南巨摩郡身延町上ノ平、梅平、波木井及び西島、南巨摩郡南部町福土、南都留郡道志村神地、南都留郡山中湖村山中並びに南都留郡富士河口湖町船津

三 調査期間

平成十七年六月二日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第三百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十七年五月二十五日明野村土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第三百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

（仮称）足湯公園建設事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市大字春日居町鎮目字南河原地内及び大字石和町川中島字西堤

外町地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

（仮称）足湯公園建設事業（以下「本事業」という。）は、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、既に用地補償費については土地開発基金により、工事費等については観光施設整備基金により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

（一）申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、石和温泉郷の中心地に足湯施設、花の公園等を整備する事業である。本事業が完成すると、地域住民等の憩いの場及び観光客とのふれあいの場が確保される等、住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

（二）申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家が少なく、周辺環境に与

える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（三）代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

（四）比較衡量

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、（三）で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

（一）申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、「第四次石和町総合計画」に位置付けられた事業であるとともに、平成十六年十月十二日に合併し、笛吹市となつてからも継続して事業を推進している。石和町地区、春日居町地区ともに、身近な公園が不足している状況等から早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数等から積算した施設規模としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

（三）収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4 までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市産業経済部観光工商課

山梨県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 延長 (メートル) |
|---|---------------|----------------|----------------|
| | 旧 | 新 | |
| 甲府市下帯那町大和田二五九五番の一地先から 甲府市下帯那町柵田一〇七九番の一地先まで | 八・〇〇 二〇・〇〇 | 一〇・〇〇 二四・〇〇 | 四七〇・〇 四七〇・〇 |

山梨県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 延長 (メートル) |
|---|--------------|---|--------------|
| | 旧 | 新 | |
| 大月市御太刀二丁目字駒門八〇六番の一地先から 大月市賑岡町強瀬字西山二〇四番の二地先 | 九・二丁 一五・二 | | 八四・〇 |

まで

新 九・二丁
一八・七

八四・〇

山梨県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|-------|---|--------------|---------------|
| 県道 | 高下鯉沢線 | 南巨摩郡増穂町大字高下字上高下北二二五六番の六地先から 南巨摩郡増穂町大字高下字割本間一〇九八番の一地先まで | 四〇三・〇 | 平成十七年 六月二日 |

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
iJAMP（行財政情報サービス）の受信 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号

五 随意契約に係る契約金額

三千五百九十一万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本システムウェア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

五 随意契約に係る契約金額

六千六百二十二万七千七百七十二円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

行政情報ネットワーク等監視業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社カルク 山梨県中巨摩郡玉穂町乙黒百五十八番地二

五 随意契約に係る契約金額

三千七百八十四万九千四百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により身延町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月二日まで縦覧に供する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 フレスポみのぶ

2 所在地 南巨摩郡身延町飯富字宮の外二千三百九番二百十外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十七年一月十七日

三 意見の概要

来客の自動車への経路等に関する情報提供について

● 特別保護地区の指定について
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成十七年六月十五日まで縦覧に供する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 鶏冠山特別保護地区

1 特別保護地区の名称

鶏冠山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第五十七林班及び第五十八林班

3 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、鶏冠山（標高二千百十五メートル）を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動物植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、鶏冠山及び木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が分布している。

また、当該地域の獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではノウサギ等、小型哺乳類ではニホンリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ウグイス等が確認されている。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環

境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び峡東地域振興局林務環境部

二 金峰山特別保護地区

1 特別保護地区の名称

金峰山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市有林第八林班た小班、第九林班に小班、同林班ほ小班的標高二千二百メートル以上の区域、第十七林班ぬゝる、わ、か、よ及びた小班、第十八林班ぬ小班的標高二千二百メートル以上の区域、同林班る、わ、か、た、れ、そ及びつ小班、同林班よ小班的標高二千三百メートル以上の区域、第十九林班た、れ、そ、つ、ね及びな小班、同林班ら小班的標高二千六百六十メートル以上の区域並びに第二十林班に、ほ及びへ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十五メートル）を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動物植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯はニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、金峰山山頂付近にコケモモ ハイマツ群集があり、その下部にはシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、部分的にミドリユキザサ、ダケカンバ等の広葉樹林及びフジハタザオ オンタデ群集がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、カケス、メボソムシクイ、ルリビタキ、ヒガラ、ホシガラズ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
 - (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
- 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所
山梨県森林環境部みどり自然課及び峡中地域振興局林務環境部

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 鶏冠山特別保護地区

1 開催日時

平成十七年六月二十三日（木）午後一時三十分

2 開催場所

塩山市上塩後二二三九番地一 山梨県東山梨合同庁舎三階三〇二会議室

3 聴こうとする案件

鶏冠山特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

塩山市上塩後二二三九番地一 山梨県峡東地域振興局林務環境部森づくり推進課

（電話〇五五三 二〇 二七二二）

二 金峰山特別保護地区

1 開催日時

平成十七年六月二十八日（火）午前十時

2 開催場所

甲府市住吉一丁目八番一号 山梨県峡中地域振興局林務環境部二階会議室

3 聴こうとする案件

金峰山特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

甲府市住吉一丁目八番一号 山梨県峡中地域振興局林務環境部森づくり推進課

（電話〇五五 二二三 八四三三）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称

身延町

二 調査を行った時期

平成十四年十月一日から平成十五年一月二十日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町大野の一部地区

五 認証年月日

平成十七年五月二十三日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町今福字村東一九〇の四、二二一七の二及び二二一七の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町今福百九十一番地 森本良太

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大壜堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年六月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|----|-------|---------|
| | | 山梨県知事 | 山 本 栄 彦 |

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 理事 | 猪股 亮一 | 甲斐市大袋二六三〇番地 | 平成十七年四月二十五日 |
| 同 | 保坂 章美 | 同 二六五五番地 | 同 |
| 同 | 小宮山 正 | 同 大久保三七七番地 | 同 |
| 同 | 長田 喜一 | 同 亀沢三九四五番地 | 同 |
| 同 | 長田 英俊 | 同 三九二七番地 | 同 |
| 同 | 田中 知博 | 同 牛匂五八番地 | 同 |
| 同 | 田中 正司 | 同 二二一〇番地一 | 同 |

二 就任

| | | | |
|----|--------|-------------|-------------|
| 理事 | 中沢 美英 | 甲斐市大袋二五九四番地 | 平成十七年四月二十四日 |
| 同 | 猪股 亮一 | 同 二六三〇番地 | 同 |
| 同 | 小宮山 正 | 同 大久保三七七番地 | 同 |
| 同 | 土肥 高夫 | 同 亀沢三八八三番地 | 同 |
| 同 | 長田 猛 | 同 三九一一番地 | 同 |
| 同 | 赤沢 睦男 | 同 牛匂一二番地 | 同 |
| 同 | 田中 知博 | 同 五八番地 | 同 |
| 同 | 大久保 暎一 | 同 大久保三七〇番地 | 同 |
| 同 | 小田切 秀蔵 | 同 大袋二七一九番地 | 同 |
| 同 | 猪股 俊公 | 同 二六三四番地 | 同 |
| 監事 | 千野 薫男 | 同 牛匂三三番地 | 同 |
| 同 | 増坪 清 | 同 大袋二三五四番地 | 同 |

| | | | | |
|----|-------|----------|------------|------------|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 監事 | 赤沢 睦男 | 猪股 俊公 | 小田切 秀蔵 | 大久保 言智 |
| 同 | 長田 熊夫 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 二六三四番地 | 同 大袋二七一九番地 | 同 大久保一三二番地 |
| 同 | 同 | 同 牛匂一二番地 | 同 大袋二七五七番地 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番